

第六回 参議院農林委員会會議錄第四号

昭和二十四年十一月二十六日(土曜日)
午後一時三十五分開会

委員の異動

十一月二十五日(金曜日)委員北村一男君辭任につき、その補欠として池田宇右衛門君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○農林關係税制に関する件

○委員長(補見義男君) それではこれから委員会を開きます。本日はかねてこの委員会でも重大な関心を持つておりました税制改革の問題につきましまして、大蔵省から原税制課長がお見えになりましたので、シャウプ勸告を中心にして、目下大蔵当局の方において種々御検討中のものであります。明年度以来の問題についての大体の構想を承知することが一つ、それからもう一つはこの国会に所得税法の臨時特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、織物消費税法等を廃止する法律案、この三つの法律案がかつておりますが、大体織物消費税法等を廃止する法律案は、これは全般に通じた問題でございまして、特に御説明を伺う程のことないかと思つておりますが、所得税法の臨時特例等に関する法律案につきましましては、勤勞所得の控除の問題と併せて、その法律の第二條に例の青色申告に関する事柄、それから青色申告でございませうが、山林所得につきましましては一定の帳簿を備えさせて、その帳

簿によつていろ／＼課税或いは経費の控除についての税務署の税務執行上の基準にすることになつておるのであります。法律の規定だけではその内容が明らかでございせんので、その問題に關連して一応の大蔵当局の構想なり或いは内容等を伺うというふうにしては如何かと、こう考えたわけでございします。

又物品税等につきましても、農業關係のことにつきまして御説明を伺うことにいたしたいと思ひます。御説明を一応伺ひまして、それから御疑問のところは御質疑を頂きたいと存じます。それではどうぞ。

○政府委員(原純夫君) 税制課長の原

でございします。シャウプ勸告の中で農業に關連する事項というものを上欄さへが御書きになつて、お手許の農林時報の中に入つておりますが、これを御覧になりながら、シャウプ勸告を中心とする税制改革においては農業關係の問題について、その多くは通常国会に提出されます法案で具体化されるということになるわけでありまして、それについてまだ未定の点が多々ございしますが、現在の話の進み具合、我々の考え方というものを申し上げて御参考に供したいと思ひます。

先ず所得税であります。御覽の通り税率、基礎控除、扶養控除、勤勞控除というふうなものがそれ／＼變つて参ります。これにつきましては新聞で御覽の通り、政府としましては、歳出を極力節約いたして、財源の許す限り

シャウプの言うよりも、もつと出たいという考え方で、今折角努力いたして参ります。これはどういふ結論になりますかまだ何とも申し上げることの出来ない段階にあります。シャウプの言うところによりますれば、基礎控除は、ここにありましますように、一万五千円から二万四千円になり、扶養控除は現在扶養親族一人について所得税額で千八百円引くということになつております。そのが、所得金額で一万二千円引くというところに改められ、勤勞控除は現在の二五%が一〇%になり、それから税率はそこで御覽の通りに、現在は二万円までのところが二〇%、五万円を超えましますと八五%というように、相当上の方まで、そうして相当高い税率で累進税率が盛られておりますが、シャウプの申しておりますのは、五万円までのところの二〇%から三十万円を超えましますところの五五%、それ以上はこれまで行つても五五%一本で行くという考え方を示しておるわけでありまして、農業の観点から見ますと、そのうちこの先ず終いの方からになります。が、勤勞控除が下つたということとは、逆に農業、営業その他が相対的に優遇されるということになるわけでありまして、それを本年分の所得税については、特に農業、営業等に一五%の控除を與えようというシャウプの案でありましたが、これは御存じのような経緯で遂に日の目を見ずに終ることになつたわけでありまして、来年から農業關係にこの面を相対的に有利なファクターが

出て参る。それから扶養控除もシャウプの言います改正は、相当扶養親族を持つておる人に有利なようにできております。一万二千円所得が控除されましますと、最低の税率二〇%のところでは、控除されましても二割二千四百円税金は下る、これは段々所得が多くなると、尙余計下りますので、これは相当有利である。農業は御存じの通り扶養親族の数が一般に比べて相当多くなつております。その關係でこの利益も受けることが大きい。尙そこに書いてございします。我々従来専従者控除と申しておりますが、これは今制度にはないわけでありまして、農家において成年の子供が父親の手伝いをして農事にいそしんでおる。成年者であるために、この扶養控除は認められない。同時に所得はみんなお父さんの所得であるから基礎控除も認められない、何の控除もない。これは非常に酷ではないかという御意見が大分ございしました。我々も御尤もと思ひまして、これを何とか物にしたというふうな考えを何と申したか、うまい工合にシャウプの勸告もこれを入れるようなことを申しておりますので、これは本国会に提案されまします所得税法には必ず入ることになると考えております。税率あたりでも相当問題がありますが、特に農業の面ではこれは別段ございしません。あといろ／＼この特別の不具者医療費、火災、盗難等の控除というふうなこともございしますが、その次にあります同居親族の合算税という点、こ

れもまるきり田舎の農家はそうではないでしようが、割合に町や市に近いところ、働きのよい農家で働きの悪い町や工場に勤めに出ているというふうな人が、やはりこのお父さんの農業所得と合算されるということに現在なつております。これが別々に計算して税を納めればよいという意味で相当軽くなるというふうなことが出て参ります。總じてこういうその控除税率の変更によりまして、シャウプは全体として税額は三分の一ぐらゐ下るのだというのを申しております。この場合、この非常にお耳に入りにくいものと思つておりますが、法律上の負担軽減と、それから實際の税額の負担軽減と、減というものを別にお考え頂きたいと思ひます。法律上の負担軽減の割合は、只今申上げましたような税率、控除の変更をいたしますと、重いものについて相対的に軽減されます。勤勞控除、扶養控除等が有利な影響を受けるであろうと、数字で申上げますれば、先ず農業の平均所得を十万円と仮定して、そして扶養親族が四人おるといふところで計算いたしますと、現行税法では所得税が一萬六千五百円かかる、これがシャウプ案で行きますと、五千六百円というふうに減つて参ります。更に三割五分に減つてしまふ。約三分の一に減つてしまふというふうなことになるわけでありまして、そこで法律上の負担は多少減つて参ると、つま

り所得金額が同じであるならば、その程度に減つて参るといふことになるわけでありますが、シャウプは同時にこの実際の現在の申告の状況、課税の状況は相当成績が悪いと、従つて正直な申告を出し、又税務署も正確な調査をして決定するならば、実際の所得はもとと殖えるだらう。その結論として、農業については實際納税すべき額はそう大して従来と変らないであらう。営業においてはむしろ従来よりも殖える筈だといふようなことを申しておるわけであります。この辺は数字的にはつきりはじいた根拠を置いて言つておりませんし、恐らく大体の直感で言つたものと思ひますが、法律上の負担の軽減と實際上の税額というものは、その間に、申告の角度、それから税務署の決定の正確さという問題が入りますので、實際上の税負担は必ずしも法律上の税負担の変更通りにはならないといふ点をお含み置き願ひたいと思ひます。大体所得税について大きな点は、そんなところでありますが、この非常にしやれた制度ではありますが、面倒な制度をシャウプは勧告しております。税の変動、所得の平均課税という問題でありまして、これにはちやうと出ておりませんが、例えば林業所得、漁業所得のような、年によつて所得に大きな変動があるというもののについては、今年は非常に収入があつたといふ年にその年だけで税率を適用すると高い累進税率のところまで一ぱいかかつてしまつて氣の毒だといふようなことで、その所得を数年間にならしめて、それによつて税率の適用を考えるという制度を勧告しておるわけであります。これも所得税改正法案に盛り込

んで参りたいと思つておりますけれども、實際上の納税者の手数、それから税務署側の手数ということも考えまして、この制度を勧告した本旨に悖らない範囲において極力簡便な方法によつてこれをやつて参りたいというふうなつもりで、只今研究を進めておるわけでありまして。そこで農業につきましては、特別な問題として例の源泉徴収の問題と納期の問題がございます。源泉徴集につきましてはシャウブは主食及び烟草による所得が総所得の七割以上のものであります。源泉徴収をやるようにということをお願いしておるのであります。いろいろ農家の納税上の便宜、或いは資金の出入りというふうなことから考えまして、これに長所があり、また課税の上から行きますとも、これに相当程度の額が入つて来るということになりますと、農業関係の税の執行がかなり円滑に参るという考え方でこれをやつて参りたい気持ちも相当強いのでありますけれども、同時に皆様御存じと思いますが、これに対する農民側の反感、又農業諸団体側の反感ということも相当注意をもつて見守つておるわけでありまして。農民の反感というのがどうもはつきり分らないのであります。少くもそれを集約する立場にあられる農業諸団体の側においては、この源泉徴収につきましては、まず消極的な態度を持っておられます。農民自体の声はいろいろ輿論調査式などでも調べても、案外やつた方が多いという結論が出て参つておりますが、これは例の超過供出報奨金に対する源泉選択式な源泉徴収ということを考えてお答えになつたものかどうかというふうな疑問もありますし、その辺

ちよとはつきり見当がつかないでおるわけでありますが、この問題は尙これから関係方面とも折衝いたさなければなりません、そういう農業諸団体の御意見というものを十分採入れて、我々といしましては、この源泉徴収の方式を探るにしろ採らないにしろ、農業課税というものについて、十分農民及び農業諸団体の協力が得られるように、そうして最もなだらかな方向に行きたいというつもりで、只今案を進めておるところでございます。これをやらないうで行くか、どうしてもやるかという、はつきりした点について、只今申し上げられないのが残念でございますが、そういうような状態になつております。納期につきましては、一般の納期が六月と十月と一月ということになります、これに対して農業では七月と十一月と二月というふうにそれぞれ一月ずつずれるというような納期が勧告されております。その通りやるつもりでおります。これが単作農家等につきましては特例のあることは御存じの通りであります。

それから次に執行面で青色申告の問題、只今委員長からお話のございました問題であります。これは今回の三つの法案の中の一つに入つていたのであります、青色申告制度本体は、通常国会にお願いいたします法案で参りましたと思いますが、所得税は暦年で一月から十二月までを基礎といたしますので、何か帳簿について定めておかないと後になつては手当がつかないということを考えまして、所得税法の臨時特例等に関する法律案第二條としてこの関係のことをうたつておるわけであり、これは本格的にはしつかり帳簿

を付けて、そうしてこれよりよいと認めて青色の申告用紙を渡すという方については、損金の繰越しであるとか、或いは償却の問題であるとか、或いは更正決定の際に丁寧な扱いをするというようないろ／＼の恩典が入るわけでありますが、只今はその本法自体がまだ未定でありますので、ここには帳簿について記載事項その他必要な事項を定めることができるということにいたして、記載事項その他を一般に申し上げて、そうしてこういうようなことを書いた帳簿をつけておいて頂いたらば、後で本法が成立いたしました場合に青色申告用紙の基礎になりますということを申し上げて行くわけです。そこで問題はこういう帳簿をつけておつたらいかにということなのであります。誠にこれは遅れておりますが、して申し訳ないのであります。また最終的に外部に出せる程度にまづまづておりません。この週来から来週早々にかけて決定いたしましたように、思ふわけであります。いろ／＼営業方面でも商工会議所その他で帳簿運動というのが大分最近盛んになっております。シャッパの青色申告のアイデアが出る前から盛んになっております。農業につきましてはも相当その運動が従来盛んであります。そこで命令で規定します記載事項というのは、つまり記載事項であつて、こういう枠、こういう欄を設けて書いて呉れというやうな帳簿の形式、雛形を命令で定めるといふことはしないつもりであります。いろいろ業態の区分もございまして、事業の規模の大小もございまして、余り画一的、形式的に決めて参るということでは如何かと思われますので、こういう

ことを記載してほしいというところをうたいまして、そうして実行上いろいろ民間の団体等でこういう帳簿で行こうじゃないかというような何をいろいろお考えになつておる分、又これからお考えになる分、そういうようなもの自然発達に俟つて参る。勿論そういうようなものをいろいろ拜見して、若し御注文があれば、御注文を入れるということになると思いますが、要はそれによつて所得が明確に分るということでありますので、それに必要ないろいろな事項について記載をお願いするとう考え方で行きたいと思つております。例えば棚卸しの関係、或いは金の出し入れ、物の出し入れというような関係、いろ／＼帳簿につける事項があるわけでありますが、大體所得を決定するに必要であるという限りにおいての事項をお願いして参るということにならうと思いますが、一々は細かいものまで申し上げるのを省略いたしますが、大體只今いろいろな団体で指導しておられます様式の相当部分が、この要求に合うのではないかというふうに考えております。若干附加えて頂くというようなところがあるかも知れませんが、現在に行われておりますものも極力尊重して参りたいというふうに考えております。帳簿の様式なり記載事項なりにつきましては、どの程度のものを要求するかというのは、非常にむずかしい問題であるのでありまして、農業もそうでありますが、零細な小規模の経営の場合に、どの程度の記載条件というものを要求するかということが、余り相当問題であるかと思いますが、余りに荒唐的なものであつてもいけない。同時にそれによつて所得がはつきり分

るという要求だけは賄ひたいという
あたりに相当苦心が要するというふう
思つております。或いは段階的にその
間の妥協を図るより仕方がないのでは
ないかというふうなことも考えなが
ら、今案を最終的にまとめつつあると
ころであります。

次に法人税の關係であります。法
人税では農業關係としましては、例の
特別法人であつたものの、協同組合その
他に対する課税がどうなるかという
点が問題であらうと思ひますが、これ
は我々も特別の現行の二五％税率とい
うものを止めて三五％一本で参りたい
ということを考へております。但し事
業分類に應ずる配当を損金に見るとい
う規定は、従来通り活かして参るとい
うことにしたいと思ひます。これは
何か税率の引上げのような感を抱か
れますかも知れませんが、法人税につ
きましては、シャウプは非常に根本的
な、革命的なと言ふべき改革を勧告
しておるのであります。つまり法人税
と所得税との關係について、法人税と
いうものは所得税の源泉徴収みたいな
ものだと言ふ考へ方ですね。従つて法
人税と、それから法人税を取られた残
りの利益が配当される、その配当に所
得税が課かる。その所得税と法人税を
合わせたものが初めからそういう利益
が個人に帰属したならば、課税つたで
あらう所得税と、同じ程度になるよう
にとり考へ方で配当に対する扱い
も、配当額の二割五分を所得税から控
除する。何となれば法人で、配当を貰
う前に法人で源泉徴収をされておると
いうことを言つておるのですよ。そう
すると、もう何といひますか、法人税
で三割五分を二割五分にして置くとい

う意味が非常に薄くなり、二割五分に
して個人が配当を貰つた場合に、税率
を更に課税しなければならぬというこ
となつて参ります。でこれは一本にや
つたらよからうという考へ方を取つて
おるわけでありまして。

それから法人共通の問題であります
が、再評価の關係では、農業の方はそ
う大きい關係はないかと思ひますが、
併し農地やなんかをどうするかという
ような点で相当問題も参りますので申
上げますと、農地につきましてはシャ
ウプは昭和二十七年の十月一日まで待
つて見ようというのを申しておるわ
けであります。そのときの価格で、そ
のときにやるという考へ方を取つてお
るわけでございます。そこで農地を別
にいたしますれば、この家屋、それか
ら農業用のい／＼な固定資産、ポン
プであるとかいうような大農具式的な
ところのもの、こういうようなものを
どうするかという問題になるわけであ
ります。先ず農業、五百万戸の農家
が再評価という複雑な仕事をどの程度
やれるか。又やりたいかというよう
な点も考へなければならぬ点でありま
す。再評価について例の強制の問題が
これにひつからまつて来るわけであ
ります。強制である農家でも全部強制
してやらなければならぬということに
なる。シャウプは強制で行こうとい
つてもそれはできないし、又無理な何
か出て参るといふことで、はつきり意
意と言ひ切つてしまふますかどうか、ま
だ申上げ切れませんが、もう実質は任
意で参るといふことに行きたいと思つ
ております。従つて農家なんかにつき
ましても、申告を出さないために再評

価の更正決定を受けると、税金を取ら
れるというふうな妙な事態が起らない
ようにいたしたいと考へております。
従つて大体それで問題はないのではな
いか。非常に進歩した経営の農家、或
いは法人経営の農業といふものであつ
て再評価したいといふものは勿論でき
る。ただ土地家屋等を売り置いた場合
の譲渡所得の計算については、いわゆ
るインフレによる名目利益といふもの
が通常の所得として課税されることの
ないよう、それだけの手は打つ考へ
てやつて参りたいというふうに考へて
おるわけでありまして。

次は相続税であります。相続税も
この六頁かに簡単に述べてありますが、
相続税は非常に根本的な改正をシャウ
プは勧告しております。現在は相続の
場合は相続財産を一体と見て、それに
税率を適用して行く。ところがシャウ
プは相続人が三人あれば、三人がそれ
ぞれ貰う相続分といふもの、それ／＼
別々に税率を適用して行く。その代
り貰う人は一生二回なら二回相続財産
を貰へば、それはその税率に累積し
て、そうして税額を計算して行く。
贈與についても同様で、贈與した方、や
つた方が人が贈與税を取られることに
なつております。シャウプのは貰つ
た方の人から取らう。そうして相続を
した、相続財産を貰つたといふのと果
積してかけて参らうといふことを申し
ております。実はこの点は相続法とし
ては非常に根本的な改正でありま
すが、尙かなり実はこういう改正を根
本的にやつて行くことの可否について関
係者の間で議論がある点であります。
目下まだはつきり結論が出ておらない
状態でありまして。

あと国税といひましては、取引高
税の廃止、織物消費税の廃止、砂糖消
費税の廃止、物品税の改正というよう
なことがございしますが、余り農業に特
に關係のあるという点は少からうと思
ひます。ただここでこの物品税法の一
部を改正する法律案といふのがお手許
に出ておりますが、これについてちよ
つと申上げて置きたいと思ひます。
は、シャウプは実は物品税について
は、物品税は大体奢侈品に課かつてお
る。だからもう殆んど変える必要はな
い。ただまあ靴は目に付いたんでしよ
う。靴はどうもいかん。我々は、靴の
外に下駄といふのがあつて、もつとボ
ビュラーなのは下駄なんだが、下駄は
いかに言つたんですが、総額として
は二百七十億の予算を減らす必要はな
い。大体変えるなどいふことを申して
おつたのであります。ところが我々こ
の全体の体系的な考へ方から見ます
と、織物消費税を全廃するの、物品
税の中でい／＼な食糧的な品物と
か、その他必需品に近いものが相当あ
る。これをおいて置くのはいかにも忍
びないという考へをもちまして、關係
方面とも掛け合ひました結果、この法案
が提出できるようになつたわけであ
ります。これは現在の二百七十億を百
七十億に縮める。しかも実際はこの課
税標準額、課税の対象を同額と考へま
す。もつとずつと減るんです。確か
百三十億くらいだつたと思つておら
ますが、ちよつと手許に数字を持つてお
りませんが、相当減つて参る。今度課
税の充実をやつて、御存じのように物
品税は相当課税が漏れておるのがあり
ます。そのためにい／＼正直な業者
が困るというふうなこともありました

ので、取るからにはもうちゃんと取る
ということ、課税の充実をやつて百
七十億ということになりますので、法
律上の軽減の歩合は二百七十億が先
百三十億ぐらゐに、半分ぐらゐになつ
たのだというふうにお考へ頂いてよか
らうかと思ひます。この各品目、只今
九十七品目あるわけでありまして、そ
の中で全部やめになるものが二十二品
目、それから税率が引下げになります
ものが四十五品目、三分の二以上のも
の、七割程度のもので廃止又は引下げ
になるというふうな、相当広汎な改正
案であります。先ずその方針の一つと
して、食料品は極力外して、又食料品
の中でもまだい／＼な生活程度その
他から見ると置いて置いた方がよいと思
われるものは若干残してあります。或
いは罐詰食料品であるとかいうよう
なものは全部落ちておるといふような
關係にありません。その他い／＼なと
ころで、皮革製品その他にいたしまし
ても下つてゐる分がありますが、一つ
お手許に新田対照表といふのが行つて
いると思ひますので、これを御覧にな
りながら一つ御検討願ひたいと思ひま
す。大体国税の關係はこのくらいであ
ります。

○委員長(補見義男君) 大体の御説明
を伺いましたが、御質問がございま
す。委員の方々、それから専門員の方
でも御質問あればどうぞ。

先程のお話の専従者控除の問題です
ね、来年度から大体できそうだとい
う話なんです。その形式は、同居親
族の合算制を廃めるといふその形式で
できると、こういう意味ですか。

○政府委員(原純夫君) 合算制度は別

なんでございます。こういうふうに行こうと思つてゐるのですがね。扶養控除の対象となる者、現在は未成年者、老人、それから不具廃疾というふうなものですが、これを、納税義務者から経費の半額以上を扶養されてゐる親族ということにいたします。

そうすると成年の子供がおつてやつておるときには、正にお父さんの所得で食べておるわけで、これは扶養親族になるわけでありまして、合算の問題は別に、成年であつても成年でなくとも、一人の子供が町に行つて工場で働いておる。そうすると現在ではその子供の所得は基礎控除として別に與えて貰えるのです。併し合算をしなければいかんということになつておるのです。これを切つてしまつて、そうして別の低い税率で課ける……

○委員長(橋見義男君) 私の言うのはその場合に、専従者の成年の子供が扶養控除をして貰わずに、例えばお父さんから給料を貰つてやつておるという恰好になれば、これは別個の扱いで基礎控除も何もできる。勿論その代り、住民税とか、そういう特別な負担がかかる。そういう形で行けるか……

○政府委員(原純夫君) その形の場合であります。その形の場合を認めるかどうかというについては我々非常に懸念を持つておるのですが、實際問題としてそういう形式を踏んで、実は生計と一緒にしておるのです。実態は……、それを用人なんだ給料いくらいくらやるのだというふうな形を整えて、それによつて基礎控除を別に認める、そして別の課税にするということとは行き過ぎではなからうかという

疑問を多分に持つておるのでございませうけれども、この辺はいろいろ御意見のあるところでありまして。シャウプはおつしやるようなことは言つておりません。日本の実情と向うの農業の何と云ふのは、よく知りませんけれども、成年の子供が別に家を持つて、そこから来て働いてゐるという場合だつたら別でなければ、一緒に住んでやつておるのをそういう何と言ひますか、これは正に無理な法律的形式を取るわけですね。それで税を何して行くといふのは、通るかどうかというところは、私非常に疑問を持つております。

○藤野繁雄君 所得税法の臨時特例に關する法律案の第一條の別表ですね、控除金額の算定算出方法ですね、これも一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) これは基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率これらについて只今御説明いたしました。シャウプ案の線がございましてね。それで計算すると減るわけですね。減る額をここに載せておるわけですね。ただ若干細かくなりまして、所得税法に付いております。これは控除する額でございまして、これだけ安くしますという額であります。ところが所得税法の方に本表があるわけですね。

それからこれを引くわけですね。本表の方は刻みがこれよりずつと細かいのです。これは御覽の通り五百円置き、上の表に行くとき千円置きというふうになつております。現在の表は百円、五十円という刻みを付けておる、すでに三月のことでありまして、こういう簡単な表にいたしましたために千円巾の間でも例えば一万円から一万一千円のところ、扶養親族控除のところ

で八十円と出ておりますが、この辺は十から十区切りあるとしますと、十に区切つても八十円の人、八十三円の人、八十五円の人がある、いろいろあるわけですね。それを八十円と引過ぎておつて、後で仮りにシャウプ案に最後のになつた場合に後で返して貰わなければならぬというところは、気の毒だからその最低のところを取つてこの表を拵えたというやり方でありまして。

○藤野繁雄君 それから續いてこの特例法によつて見ますと、シャウプの勸告案よりも扶養親族の範囲を狭くしておる。どういふふうな理由で狭くして作られたのであるかシャウプ案と同様に拡大した方がよいと思ふのであります。が、そういうふうなことを、理由を承わりたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) これは只今お話ししましたように、扶養親族の範囲の拡張ということには、本国会にお願いいたします。法案で決めざるを得ないというふうな只今のところとしては扶養親族の扶養親族の範囲は現行法の扶養親族そのまま取るという考えであります。本法が通常国会で通りますれば、これ以上余計扶養控除が認められる、ものと輕くするということになるわけでありまして。而もそれは一月から三月までの分も遡つて調整されるということになります。

○藤野繁雄君 今お話の青色申告です。青色申告の帳簿は記載事項を示して、内容についてはその仕事の大小によつて差があるから相當に適當にして貰いたいというふうなお話であつたのであります。その点については非常に当局の方でよくお考え下つておると

思ふのであります。大体どういふふうな事項を記載するかというふうなことに、お考えがありましたら、その内容、又現在私など農村方面でもいろいろ帳簿記載を奨励しておりますけれども、どうも思うように普及せないのであります。どういふたやうなことにした方ができるだけ普及せななくちゃできないが、その普及するものについて、どういふふうな方策で行つたらよいのか。その案について承わりたいと思つております。

○政府委員(原純夫君) 大変恐縮ですが、それにつきましては一つ来週早々固めました後で申上げさせていただきます。と思ふのでございまして。

○藤野繁雄君 そうすると普及方法については何がお考えがございまして。私の方で普及を徹頭徹尾奨励しておりますが、思うように進行しませんが……

○政府委員(原純夫君) この普及につきましては大変皆さんの方で非常に熱心によつて頂いておられます。現在の帳簿奨励運動とかいうものに、乗つて参りたい、そして政府側でこういう帳簿をつくれるという形式で決まないので、従来ありますものは大体それで生きて行けると思ひます。ただそのままでいいか、或いはこういう案を一つ、こういうことを一つ加えてほしいということを、お願いするやうな何が出て参るかと思ひますけれども、そういうことを、お願いいたします。そして参る。やはりそれ、各業態業種によりまして御専門の見地から御都合のいいやうなフォームというやうなものがいろいろ考えられておりますが、そういうものを拜見しまして、それに御註文がありましたらば御註文申上げてや

つて参りたい。でかすらま普及につきましては、各団体でやつて頂いておられます。是非これからも續けて尙強力にお願いしたい。政府としてその普及の運動が伸びますやうに、御一緒に協力して参りたいというふうな考えであります。

○藤野繁雄君 現在各方面で帳簿を御用ひしておられます。それで、できるだけ一つその帳簿を認めて頂くやうにお願いしたいと思つております。又その記載方法を変えるというやうなことにいたしました。これ又記載方法を変えるのに、指導に若干の時日を要するものであります。できるだけ従来のものを使用して行つて、追加すべきものがあつたら幾らか追加したい。こういうふうにお願ひしたいと思ひます。次いでこのシャウプの勸告案によつて全面的に改正せられるところの所得税は、いつ頃か実施される予定であります。それを承わりたいと思つてお

ります。ただそこは農業者方面から考へて見ますと、勤労所得者は来年の一月から実施されるが、事業所得者は遅れるというやうなことであつたら、税率上において片手落ちの行政が行われるのではないかと思つております。事業者に対しても勤労者と同じやうにできるだけ同時にした方がよいと思つております。これらについて一つお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) それは時期を揃えてやるつもりであります。つまり事業者につきましても一月から新しい税率控除をやつて行くようにしたい。今回の特別法案をお願いいたしましたのは、勤労者の方は三月の

末に、仮りにこの法案が通るといいますと、それで一月から適用すると言つても、一月、二月、三月の分はまあ源泉徴収されてしまつておるのです。後で返すと言へばいいじやないかという考え方もありますけれども、それは気の毒だ、やはり大体この辺までは大丈夫だといふところは、もう初つから何して置こうというだけのことでありまして、一月から適用するということ、事業者も勤労者も同じようにいたすつもりであります。

○石川準吉君 さつき委員長からもちよつと触れたようであります。扶養控除の分につきましては、シャープ勧告では現実に世帯主から給與を受けておるものについては、同一の給與所得者というふうになつておるんですが、実は農業経営で一番問題になつておるのは、自家労力の経費の問題ですね、例えば経営主の世帯主の子供達が、世帯主から給料を受けて、独立課税を課けられる場合においては、その経費というものは、全部農業経営の経費として差引かなければならぬやうになつておる、これが非常に農業所得の不明朗な点であります。これらの点がはつきりしない。さつきの御意見もありました、どういふふうにお取扱ひになつておるのか伺います。

○政府委員(原純夫君) 先程ちよつと申し上げたわけですが、現在の、これは農業に限りません、営業の場合でも一緒に住んでおる子供が仕事を手伝うといふことがあるわけでございます。そういう場合に、シャープの言いますような、そこまで個人主義を發揮して給與を拂つて、そうして使用人だといふ形態をとるのが、社会的な実態

であるかどうかといふような点も考えますと、シャープの言うようにやることについては、多分に我々疑問を持つといふふうな考へておるんでございませう。これが例えば町の商店屋で、お父さんが大きな店を張つておる、子供は独立して傍に居を構えて、そうしてお父さんのところに通つて来て、使用人として給料を貰つておるといふところまで行つておるものであります。これは別にしなければならぬと思ひますけれども、同居の場合にまであつた考え方と異なつておる。多分に疑問があると思つて首を捻つておるものであります。

○石川準吉君 町の商店と農業の御比較であります。町の商店では、どつちかといふと、利潤の源泉たる資本に課せられるのが多いと思つておるんですが、農業方面の所得といふのは殆んど九〇%までは自家労力なんです。そういう点に絡んで、一般の町のいわゆる資本的な利潤に基く所得と自家労働による所得とが少し曖昧で、それが今農業所得の一番大きな悩みになつておる点なんです。従つてこの点については、農業所得に關して有利になるやうにお考へを願ひたいと思つておるものであります。

○委員長(補見義男君) 今の石川委員のお話に敷衍して申し上げますと、専従者の問題はさういふことなんです。おつしやるやうに社会的な通念なり、それから或いは日本の旧來の家族制度的な通念から言つてお考へのようなことに近いと思つておるんです。實際問題として今税の問題で農家が非常に苦しいとおるというのは、苛酷だといひますか、不公平だといふ点なり或いは苛酷

だといふ点ですね、それが先程お話になりましたように、法律上の税負担の軽減と實際上の税負担の軽減とは別だ。そこで法律上の税負担から行くのと軽減されたやうだけれども、シャープ勧告にも言つておるやうに、又今後さういふこともお考へになつておるやうにがつちりと押えて行く。そこで例えば所得についてまあ特に單作地帯のやうな所はつきりと分つて来ておつて、大体所得標準といふものを事前割当数量に基準を置いて、生産量、或いは供出量と保有量とをさういふもので行くから、結局おつしやるやうに、さういふふうなことを触れておるやうに、實際の税負担といふものは、むしろがつちりと押えられて重くなる。併し一般の商工業の方においては同じやうなことを考へておられるけれども、これはなか／＼實現は不可能ではないが困難である。そこに又税負担の不均衡といふ問題が起るわけなんです。併し農業の面だけを見て行けば、確かに事実上の負担になるというところが心配でありまして、今石川委員が言われたやうに自家労力といふものが、なんら税負担の問題の上においては考へられておらない。一方まあ單作地帯ですら主要食糧、それは強度の国家管理でやられて、がつちり押えられて、超過供出も享受されると、さういふやうな情勢になつて来ると、むしろこれはさういふことを望むわけじやありませんが、仮りにさういふ單作地帯の農家から見れば、むしろ勤労者並に國の強度の国家管理の下における作付けをやつておるんだから、むしろ國営農場に勤務しておるといふ方がまあ有利だといふのは、勤労者並の六千三百円なり、或いはそれに近いベース

で朝早くから夜遅くまでやつて、二倍の超過勤務をやつておる。それを勤労者並に貰へばむしろその方が純経済的にのみ見れば有利なことである。にも拘らず従つて米価は御承知のやうな状態で押えられて行く、それじやどうして行くかといふと、結局さういふ農家は自分の生産を切りつめて、或いは電燈を少なくしたり、学校に上げる子供を奉行にやつたり、さういふことをして口減らしをし、或いは生活程度を下げてやつておるの、決して農地改革をやつても農村の民主化は逆行するのだ。だからさういふ意味から特には経費の問題についてなんらかの控除の点に考慮が拂われないと、これはもうまつかさかさまに農村恐慌に追い込まれて行くといふ点が一番心配しておる点なんです。その点から自家労力の問題がすでにやかましく言われたり、それから専従者のさういふ問題が言われたり、それは言われるやうに、又一般的にも考へられるやうに、從來の家族通念なり、家庭の通念なり、社会通念から行くといかにも突飛なやうだけれども、実は深刻な経済問題に出發しておるところに、問題の所在があるわけでありまして、その点をお考へを頂きたいといふことなんです。敷衍して申し上げますと……

○政府委員(原純夫君) 確かにこの点は相當問題の点だと思つております。先程まあ法律上の税負担は軽減になるが實際は軽減にならないといふことをシャープが言つておるといふやうに申し上げますが、我々考へておりますのは、やはり我々の計算によりまして、農業は實際上の税負担も、所得税は相當軽減するといふやうに考へており

ます。シャープ案で正確に計算したものでございませぬけれども、まあ今年の農業の所得税収入見込が当初予算で四百九十七億、それが補正予算で四百二十億ばかりになつて参つておりますが、これが恐らくシャープ案でやりましたならば、只今の専従者控除、これは扶養控除並の専従者控除といふことにはいたしました、先づ二百六、七十億でなろうかと思ひます。相當やはり下つて来る。これは只今御言及のありました課税標準の価格の増加ということも見込んでの見込でございまして、ちよつと御参考までに申し上げます。まだ確定した数字ではございませぬけれども……

○池田恒雄君 今のお話でございまして、繰返して恐縮なんです、農家の支拂う課税を見ますと今高いとか、安いとか言つておるんですが、それをいろいろ詮索して見ますと、結局労務者の基礎控除といふ問題が農業者だとか、或いは小商人、ああいうところの税負担が底が高くなつておることになると思ふんです。どうしてもその問題を解決しないで、どういふやうに捻くつて見てもああいう小さい店の税金が高くなる。それは私はいろいろ弁護士の方に會つて、又税務署の方々に大分會つたときに調べて見るんですが、結局そこが引つかかつて高くなつておると思ふんです。これが非常に重大なことになると思ふんです。この税法といふものは非常に近代的名ものなんです。税法の構成といふものは……ところが農業といふやつはちつとも近代的名ものじやないんです。それで農業といふ経営を非常に近代的名法といふものに合はせて行くんですが合

わ

ないんですね。合わないからといってそれなりに農民は高い税金を拂つてゐるんじゃないかと思う。これは高いと思うんです。それで併し農業経営を近代的な工場経営と同じように考へてするということになると、誰でも頭を捻られるんじゃないかと思うんですが、やはり家族はこれは飽くまで家族なんですね。そこに農業経営の特質があるわけです。使用人じゃないですね。だからそれは、それを近代的な税法の觀念に従つて家族人も使用人だという、こういう考へ方を以て税法に適用して行つてもそこに一つの何か無理が起つて来るのじゃないか。頭を捻られるという点はよく分るんです。併し更に又やはりこの問題がある限りは、農民の税金は安くする、ということも決して安くないなと思う。これはやはり頭を捻られなければならぬと思うんです。農家の所得というものは、今まで税務署だけで計算して見ますと、十萬圓というのはもう中堅どころになつてゐるんです。この十萬圓の所得を挙げた農家というものは一町歩前後のもので、決して五段歩きりじゃない。一町歩前後で十萬圓ということになりますと、それは家族労働を絶對的に必要とする。この場合の家族労働というものは子供とか或いは半ば扶養家族のおお男さんとかこういうものじゃない。或いは成長過程にある子供じゃない。長男なり次男なり立派な男なんです。これが一町歩前後の経営というものは絶對必要になつてゐるんです。偶然に家に子供がいるから使つてゐるというのじゃない。女房もいるから使つてゐるというものじゃない。同じ家族労働でも成長過程にある子供が手伝うとか、女房

が働けば、これは一応私は見なくてもいいと思うんです。外に出しても立派に堂々と働ける男、これを使わなければ立たない経営、こういうことを一応見なくちゃならないと思う。そうすると、この場合の十萬圓という所得はおやじさんと長男なり次男なりが働けばこれは三人の共同の所得なんですね。だからこの場合は私は何と言ふか、家族共同体ですね。そうしてそのおやじさんの名前なんかの、誰かの所得ではない。その家の所得なんですね。その家の中を見るときも働いてゐる三人の所得であると思う。これを一人の所得になるというように工合に考えまして、課税して行くと、そうすると要するに高い割合のものになる。若しこれを三等分しますと、非常に安いものになる。これはもういろいろ、実例において私達が更正決定なんかの相談を受けた場合、やはり税務署の方々と一緒になつて実例について仮にこうだつたらこうというふうな調へて見ましても大分開きが出て来る。三人で十萬圓の所得を分けて計算した場合と、一緒にした場合と、それから仮にその家の三人の共同の所得ではなくて、一人の所得であるという工合に税法の近代的な解釈をやつてしまふと、そうすると他の二人はこれは所得のない人間ということになる。僅かに主人公が十萬圓の所得がある。これははつきりしている。ところがその他の長男と次男は年がら年中働いてゐるけれども、これは無所得の人間ということになつて、この場合はまるで扶養家族みたいになる。ですからここで何らかそこに考へるべきものであつて、一人の所得というふうに見て行つたらいけないの

ではないか。他の二人の者の所得でもあるというものを考へなければならぬと思う。もう一つは、他の二人の所得ではないという工合に、現在のようによつて行くとすれば、他の二人といふものは、これは私は無所得の人間……、失業者のようなものです。或いは扶養されてゐるようなものです。つまりおやじさんはその二人に生活をただで保証してゐるようなものではない、形式論ですがそういうふうになつて来ると思う。この点の關係は、これはやはり何らか税法の中に、税法と實際との矛盾した關係を調整して行く工夫をして貰わなければならぬ、と思う。それをやらんと、これは具体的に例を持ち出して計算すると直ぐ分るんですが、どうしたつて税金は安くはない。つまり他の商品と比較して割高になつてしまふ。一定の現状からどうしても下らない。幾ら下げようとしても、結局税務署の方々はこれは税法の欠点だから何ともしようがないというふうなことになる。

それからもう一つこれは非常に大切なんですが、家族をただで使つてゐる、こゝ言うのですね。これは本當はこの考へ方は非常に間違ひです。これは家族というものは有給なんです。莫大の有給なんです。これはいろいろ、合理的な言ひ、歴史上の、學問的なものになるでしょうが、百姓は決して家族をただで使つておられない。これは大体二十歳ぐらいまで農学校でも出して、そうしてどこか月給取りすれば、これは普通の家族の養ひ方と同じなんです。が、農学校なら農学校を終つてから何年間か使ひます。殊にこれは

を見て分る。無理に置いてゐるわけですね。二十五なら二十五になるまで手伝わせる。その場合五年間手伝う。これはただではない。さつき不定期的に増減的な所得とか何とか言ひました。これはそれと同じです。二十から二十五までは一銭も拂わない。仮に月に百圓や二百圓の小遣いで使つても、二十五で家を出るときには五年間の労働に相当する一定の報酬を與へる。学校を出て他所に行つた場合はどうか、それは必ずその地方に慣行がどうか、それは必ずその地方に慣行がどうか、必ずやつておる。だから五年間働いて五萬圓なり、十萬圓なりの財産をちやんとやることになる。雇ひ人と家族との違ひはそこにあるのです。雇ひ人にはその日その日に金を拂つてやる。家族は五年間なら五年間蓄めて置いて拂うのであつて、決してただではない、これはつまり近代的な雇用關係と家族主義的なものの中におけるもの、のやり方との違ひなんです。従つて若しその單作農家が只の労働者を使つて儲けておつたという解釈も立ちます。が、そういう解釈で税金を取つておるのだ。ところがその人は五年なら五年に一回自分の財産を半分に分けるような支出がある。これは一つの生産費に入ると考へるのです。これは近代的な經營の場合の生産費の立て方と、そういう資本主義以前の經營体における生産費の立て方というものは違つておる。思う。こういうことは私は余りさういふふうな學問的知識はないのです。からばつきりと申しませんが、學問の上から十分の理論の貫くような税法の改正をして頂かなければならぬの

ではないかと、こう思うのです。そうでないといふと、冠婚葬祭のために農家が潰れるといふことを申すのであります。或いは冠婚葬祭のために潰れるのではないが、この冠婚葬祭のために出す金こそ、それこそ一時に支拂つておる労働なんです。冠婚葬祭のために潰れるといふことは一年ぐらゐの、何年かの生産費に相当する莫大な労働です。家族に對する。そういうこともこれは歴史上の事実として或いは地方の慣行として非常に明らかに出来て来ますから、御研究になつて頂きたい、こう思います。

○門田定藏君 私も大池田委員のお説と似寄つておられますが、この農家の所得を、例えば一町耕作しておつて一人の所得とみなすといふことは大変な間違ひである。現に私は五十年ばかり百姓しておりますが、一町二段作つております。その一町二段の耕作にどれだけの日当が、労賃が、人手が要るかといふと、どうしても三名要る。どうしても一年に三名の一人前な労働者がおられなければできない。一町二段で……、そうするといふと、今池田委員のお説の通りです。三名の労働者を使つて一町二段を耕作して行かなければならない。そうなるといふと、その一年中掛つて得たところの所得は三名の所得になるからして、農家の所得を一町作つて十萬圓の所得があつたものを一人とみなすといふことはこれは間違ひである。そうしてその三名の労働者は只であるかといふと、先づ十五、六まで子供を育て、教育をして十五、六から漸く一人前の人間に育つ。その人間を使つて行くと、どうしてもその三

名の労賃は拂つていないが、使ひまで
の費用は資本を入れてしているのだか
ら、これはどうしても我々の考えでは
一人の所得とみなすという事は、こ
れは間違ひである。他の月給や何かと
異りまして、どうしても一町二段の耕
作には三名なければならぬ。一町二
段を耕作して行くのに、どうしても一
人で三段ぐらいしかできない。又單作
地帯もあるし、いろ／＼ありますが、
雨もあるし年中仕事はできない。そう
するといふと、農家の所得は主人一人
で十萬円の年間の所得を産み出すとい
うことは不合理である。そうしてもう
一つお尋ねしたいのは、この農家の勤
勞所得を資本の中に加えるといふのは
間違つておはしませんかと思ひます。我
々は學問的には言えませんが、他の大
きな会社あたりが、例えば硫酸の製造
会社にしても労賃を拂わぬものはない。
い。労賃は皆拂つて、生産した商品に
はその生産費とかその労賃を加算して
決める。ところが農家は企業だと言つ
ておられるけれども、果してその労賃を
外して残つたものが利益になるかとい
ふと、労賃が入らんと利益がないとい
うことになる。からしてどうしても我
々の考えでは農家の労賃といふものを
資本の中に加えるのが本當じやない
か、こう考えるのです。學問的に考え
ればどうなるか知りませんが、
その労賃たるや決してただものでは
ないです。十五六まで働くまで消耗し
て、一町二反耕作するのに三人一年中
おらなければその耕作ができない。そ
ういふわけで労賃を資本として加えな
ければ農家は食つて行けない。何で食
つて行くかといふと、今の話で、普通
な生活ができない。人が一日に百圓の

生活をするものを五十圓にするとかし
て、人間並の生活ができない。それが
農村が疲弊してこれまで来ておる原因
であると思ふ。この点についてよく当
局の御考慮を願つて、シャウプ勸告に
ついて農家の勤勞所得がどの点まで認
められるかといふことをお聴きしたい
し、當局の御意見を私は聴きたいと思
ひます。

○政府委員(原純夫君) 只今皆さんか
らお話のありました点、これはそうい
うお考え方も十分成立し得ると思ひま
す。御尤もなお考えであると思ひま
す。同時に先程も申し上げました社会的
な実態、それから経済的にも、見様で
ございますけれども、同居して一緒に
何でやつておるというやうな実態から
考えてどうかといふこともございます
し、それから全体の結論として出まし
た税のバランス、これを考えますと、
例えば勤勞者は今年は千二百億と見て
おりましたものが千三百億以上になつ
た。来年の税制がシャウプ案の通りに
行きますか、税率控除がシャウプ案
通りで止まりますか、或いはもつと行
けるか、まだ未確定でありますけれど
も、先程も申し上げましたやうに、農業
の減り方といふものは外のものの減り
方よりも相当多い。そうすると税全体
の結論として出しましたバランスとい
ふやうなもの、一応一つの何として考
える必要があるはせんか。何と言いま
すか、いろ／＼な原因であると思ひ
てございます、一つこのやうなことを
常々感じておるのでございます。それ
は例の基礎控除、扶養控除といふやう
なものが、農村における場合と物価の
高い都市における場合との影響が相当
違ふといふことがあるのでございま

す。同じ一萬五千円なり二萬四千円な
り控除して貰ひにしましても、農村に
おけるその値打と都市の値打は大分違
うといふやうな点が相當ある。その辺
にてこのやうな何の出て来る原因の一つ
はあるのじやないかといふやうに思
ひます。今度は扶養控除が税額控除
でなしに、所得控除になりますから、
その影響が特にひどくできるというこ
ともになります。おそろく皆様のおつ
しやるやうに、成年の子供がやつてお
る場合には所得を分割といひますか、
給與所得でやるといふことになりま
す、農業の税額といふものは殆んど
う、何と言ひますか、ゼロに近いとい
うことになって参ると思ひます。そう
なりますと、その全体のバランスから
更に考え直さなければならぬというや
うなこともなつて参りますので、ま
あ先程申し上げましたやうな点とそう
いふ点ともからめて、この問題はおそ
くそやういふ全体のバランスを考えな
がら行くといふ立場もあり得るのでは
ないかといふことも入れます、取敢え
ず扶養控除と同額の控除を與えるとい
うことを考えておるわけでありま
すけれども、この点は一つ尙十分我々も考
へたいと思ひますし、皆さんからも御
意見を伺ひたいと思ひます。

○池田恒雄君 今ちよつと給與所得と
いふ言葉がもう一度あなたから出まし
たが、私の考え方も同じだと思ひ
ます。我々給與所得といふ考え方を全然
持つていない。家族協同体、こやうい
ふ日本の農業の一つの特徵的經營にお
いて、協同の所得といふ考え方な
んです。こやういふ特殊な所得の方法な
んですから、これに應じた税法の組み
方が必要だ、こやう私は考えておる。
決して

給與所得……、そうじやないものを
うだとか、幾ら何でも我々は無理は押
せないでございます。そやういふや
うな考え方で何等かの方法を御研究願
ひたい。

もう一つ今労働賃金の問題が出まし
たですが、これにも問題があるの
です。これは労働賃金だけでなく、いろ
いろな間金があるのですが、大体一町
歩前後の中堅農家が十萬円内外の所得
である。一体年間十萬円の所得とい
ふのは、これは鉄道なんかで切符切り
している娘さんも取つておるのです。
そやうしたら三人も働く中堅の農家、
沢山の人の養つておる農家が十萬円と
いふ所得の出し方がちよつと見て少
い感じがするのです。誰が見ても少
いと思ひます。ところがこの場合は直
に税負担の問題といふことにもなり
ます。或いは税負担の各職業別の均衡
といふことにもなりますが、全体の所得
が現金であるものと、農家のやうに現
物であるものとは、これは違ひの
です。若し農家が菜ツ葉を作り、大根を
作り、菜ツ葉や大根で税金を支拂つて
もよいといふなら大して苦勞はしな
いわけですが、一切の現物所得を現金
化して税金を拂つて行くといふこと
になります、だいたいあれが違ひ。それ
から所得した大根やなんかは現金化し
得る場合と化し得ない場合とある。こ
れは年度の野菜の計算なんかでも国
税庁あたりは大分事実にくわいやり
方をやつた例があるやうでございま
す。そのまゝ現金化してしまふ。だから
そやういふ点は考えて貰わなきや
ならんと思ひます。それから差押
なんの場合も、本来なら売れ残つて困
つておる大

根でも差押えて貰へばいいのですが、
算簡だのを差押える。若し百姓は大根
を作つて儲けたのだからといふなら
ば、大根を先に取ればいい、いもなん
か供出が余つて困つておるのですか
ら、余つておるいもを差押えて貰
うら我々もちよつと困らない。ところが
時計を押えたりラジオを押えたりす
る。これがおかしいことなんです。ラ
ジオを押えられることといふを押えら
れることは農家にとつて同じことじや
ないのです。このことについてもう少
し税当局は近代的でない特質といふ
ものを検討して貰わないと困る。もう
一つ今までの生産費の計算では、使用
日数とか収入日数といふものを厳密に計
算しておる。つまり家族三人おる。三人
なら一千日働くわけなんです。ところが
三人はおるが、五百五十日しか働いて
おらない。こやういふやうな計算をする
のです。そうすると後の四百五十日は遊
んだことになつておりますが、これは
失業でもなければ、働いたのでもない。
間年五百五十日の延労働力を必要とす
る一町歩の水田農家といふものは三
名の常備の労働者を保有して置かな
ければならぬといふことになる。だから
後の四百五十日は働かなくても食ひ
つけて置かなきやならん。これが農業
の労働の特質だと思ひます。これは他
企業のように三十日必要な時だけ使
つて高額の賃金を拂つて、そやうして
後の生活には責任を持たないといふ
意味が違ひ。こやういふ労働の關係は
どうだとか、機械なんかも三段歩の
麦を作るに何日間機械を使用するか、
この日数によつて機械の損耗を計算
する。私達が税務署の者と非常に知
り合つて民主的になつてその中を打
ちわつて私達と相談をしてくれるやう
になつたの

達と相談をしてくれるやうになつたの

達と相談をしてくれるやうになつたの

とでございますが、その方法をどうい
うふうにしておやりになるつもりであ
りますか、私の聞くところでは、まず

れということを言うわけですね。そうしてそれを本人にも通知しますし、それから組合の方にも通知して、この人

年秋田町の單作地帯の調査に参りました。仙北郡の横堀村に参りましたところ、村長さんが来られまして、国の

ように言っておりますが、片方は保護法の適用を受けておる五人家族で八千五千元の収入がある。ところがこれは

すけれども、財産を持つておつたからなかつたかということは、来年一日現在を基準としてやつて参りたい。

というふうに考えます。

○赤澤與仁君　そうすると一月以降にも相当支障が起つて参ると思ひますが、そういう場合における取得金額というかその実質上取得した時期における取得金額を標準とされるということになりましようか。

○政府委員(原純夫君)　通常の市場価格で取得するという通常の取引形態の場合でありますならば、それは現実の取得価格ということでもよろしいと思ひますけれども、そうでなくして、前からの安い帳簿価格のついでにおる資産を、例えば合併その他の事由によつて帳簿価格をそのまま引継ぐというような場合に、取得金額についても前の所有者の位置というものを継承したものと認めてやらなくてはいかんというふうな考へております。農業会の場合にはどうも例に当りませんから存じませんが、そういうふうな方針で参りたいと思つております。

○赤澤與仁君　それにつきまして、例えば農業会から……今農業会は清算中にあるわけであつて、清算を完了したためその資産の評価というものが、その後の方針自体の内容によつて左右せられておるわけなんです。従つてこの資産の再評価をいたしまして、地均しをいたしました一定のポイントから出発いたしますという価格にはなにかねないと思ひます。そういうふうなことがあります場合に、ただ取得した時期における金額ということになりますと、その措置に相反するのではなからうか。併し又一方譲り受ける農業協同組合におきましては、その一月一日に遡及したポイントにおいて、計算をするというふうな場合に

おきましては、その評価は益は解散された農業会の清算利益となるものであつて、現在持つておきます新たな農業協同組合には何らの評価益を受けていないということにもなるわけであつて、従つてその点につきまして、双方に問題があると思ひわけでありまして、今日農業協同組合におきましては、その評価の取得時期というものを明確にやつて貰ふなければ、或いは農業会自体の帳簿価格によるのだとか、或いはもう少し特殊な関係からして遡及した産業組合時代における取得価格から起算するのだというふうな事柄で、今のところ迷つておるような事柄に相なつておりますので、その点を一つ御研究頂きますして、明確にして頂きたいと存じます。

○石川準吉君　それと関連しますが、再評価の基準として、「農地以外の土地家屋については貸賃価格の一、〇〇倍」、「その他の固定資産については各都市の常設の評価人団による評価額一農地については公定価格に二五倍以下の調整係数を乗じた額を最高とする」と、こうなつておりますが、それは恐らく大蔵省から出された資料によつては、こういう倍率は決まらないと思ひますが、千倍とか、或いは二十五倍以下の調整係数というふうなことは実際はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(原純夫君)　その数字は実は我々いろいろ資料を出しましたが、何倍にしたらよからうという意味の相談は別段受けておりませんし、そのために資料として出したことではないので、実はこの出ました結論について、後から私シャープに、これは相当問題があるよと、私としてはもつと研究し

て違つたものにしたと思つたらしてもよいかということをやつたような次第であります。非常に短い時間に作業をいたしましたので、先ず非常に大まかなところで出したという程度しか申上げられませんが、我々これに具体的な基礎付けを與えておりません。むしろ土地と家屋でしたら、家屋は償却の關係もあるというふうなことから必ずしも單純に昔の貸賃価格を千倍してよいかどうか。実際には逆にこの土地よりも家屋の方が強含みだというふうなこともありますし、現実の時価というものをいろいろ調べて見ますと、千倍じやなか／＼無理だというふうなケースが相当多いということを承知いたしております。

○石川準吉君　千倍というのは特殊な資料から出たのじやないかと思ひますが……

○委員長(補見義男君)　簡単なことを二、三……一つは控除すべき経費の問題ですが、これはシャープ勧告でも三つほどの方法を練つて、その中で適当な方法をやつたらよからうというふうなことを言つておるようですが、大蔵省の考え方としては、そういうようなことをお考えになつておるか。これはいろいろ農業関係の中でも議論があると思ひますが、できれば農業協同組合とか、それから税務署とか、或いは農業調整委員とか、村役場とか、そういうところで相談して一定の標準倍率というものを引いた方が簡単でよいじやないかと思ひますが、シャープ勧告にもその一つの方法として載つておるのですが、そういうことをどういうふうな考へておるのか、それが一つです。

それから一つは法人税の問題に關連しておるのですが、事業所得に対する利子課税ですが共同組合あたりが法定料、いろいろ留保すべき例えは特別積立金の積立だとか、事業税とかいう法律上命ぜられた留保金があるわけでありませう。一般の商會社だとかあ脱税なり隠匿の意味で内部留保にしてそれを税をかけるというのは当り前のことでありましよう。農業協同組合には今言うような法律上の義務づけに対する留保金などというものは、これは課税ということになると或いは實際考へなければならぬと思ひますが、その点が一つと、それから最後に税の問題はこれはひとり農業協同組合に限ります。特に農業に大きな關係を持つておる問題で、それは單作地帯一般の問題であります。單作地帯は御承知のように他の温暖地方に較べると、農業作業にしても或いは取入れにしても運搬にしても特別の費用というものが突はかかるわけでありませう。今までは二千年來こういうことをやつていたからというので特別に控除を認められ

ない、實際問題として見れば買入ものは東京から較べるとそれだけ高くなつておるかそういう問題も正にその通りであります。特別に積雪寒冷地帯については、勤労者にはあつていゝ手当も出るが、農業者或いは事業者についてはそういうものの考慮が殆んど拂われないということについて、我々としては今回の画期的な税制改革に対してそういう問題の一つ解決してもらいたいという希望を持つておるのであります。その点についてどういうふうにお考へになつておるか簡単に話願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君)　第一の経費の問題につきましては、当然各村なら村の農業關係の団体なり、村役場なりというふうな關係の方々と御相談して御意見を伺つて決めて参りたいというふうにやつてもらいたいと思ひのであります。それから二番目の利子附加税の問題、あれは我々いたしましては、この單純に留保された金がいずれ個人の配当になると、その場合の所得税が今年すぐ配当してくれば今年入るのが遅れるから利息をとりたいたいという考へでありますので或いは特別控除して特殊な扱いをするということとは別段今まで考へておりません。一つそういう留保の性質その他についても研究いたしたいと思ひます。第三の積雪寒冷地帯の経費支給の問題であります。これはそういう地帯で特別な余計な経費がかかるという事実があります。ば、當然所得を得るために要する経費であるならば、所得から控除するといふのが當然であると思ひます。ただ御存じのように税務行政も何分また十分具体的な妥当性を一々の場合にとるといふところまで考へておりませんので、この辺相当我々の努力も要すると思ひますが、もう事柄は現実に経費がかかれば当然含まれると思ひますので一つその方向に實際の検討を進めて参るべきであるというふうな考へを述べ

○藤野繁雄君　今委員長からお尋ねの所得税の算定の方法の際に控除すべき事項、これとこれとを控除するといふようなことが實際上からいへば各税務署ごとによつて違ふのであります。それだからできるだけ控除すべきものは一定の事項を決めて定めて置いて、それからすべてのものが同一の歩調で行

くように税務署ごとに差を付けないようにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 非常に御尤もな御意見だと思ひます。現在税法が可なりそういう意味で簡単な規定になつております。実はそのどの収入を見てどの経費を落とすかということが、この税の一番中心になるわけでありまして、それが現在の税法は非常に簡単に、そのためにいろいろな通牒だとか、内規だとかいろいろを出しますけれども、それがなかなか必ずしも統一していけないという憾みが多分にごさいます。これは大きく言ひまして日本の税法のあり方を将来に亘つて規定する態度の問題になるわけで、我々も十分その点痛感いたしております。極力そういう方向につまり控除すべき経費は何と何であるか、或る種類の経費につきましてはこういう基準によつて落すんだというようなことを、成るべくはっきりいたすようにいたして参りたいと思ひます。何分非常に大きな問題でありまして、一朝一夕にしてということにはできませんのでありまして、その方向に向つてやつて参りたいと思ひます。

○藤野繁雄君 今度の税制改革で農業の方は源泉徴収をするという案が出ておるのでありますがこれは結論から言へば収入があつたときに税金を取るという意味だろうと思つております。そういうふうなことであるという、現在農業課税をやつておるところの所得税というものは計算になつて収入があつたときの計算ではない、ただ予想収入を土台にして税金を課けておりますから、これを私等から度々希望し

ておるうちに收穫時の課税ではなくて、実際にその品物を売拂つたときに税金を課ける、こういうふうな改たむべきじやないかと思つておるのであります。たださつきも申しましたように源泉課税であつたならば売つたときに取られ、然るに源泉課税しない、ということであるという前年の収入があつたということとで現金は入らないけれども税金を出さなくては行かない。結論から言へば、収入がないところに対して税金が課されて来る、又別の言葉で言へば借金して税金を拂わなくちやいけませんというところになつて来るのでありますから、現在の所得税の徴収方法を改めたい行かなくちやいけないじやないかと思つておりますが、この点について改められる意思があるかどうか又改められる意思がないとすれば何故改めることはできないかという、こういうようなことも御尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) お説の立場も勿論あると考へておりますが、只今のところこの現金収入で収入を以つてその所得の一つとするということには遠かに参りかねるというふうに考へております。これは何と申しますか、見解の相異というところになるかも知れませんが、農業の所得で秋に収入があるという場合に、やはりそれはそのときに所得があつたんだと考へられるという、非常に何と申しますか、余り理論的の言葉で申し上げ切れないと思ひますけれども、そういう考へ方でやつて参りたいというふうな只今考へておるわけでございます。

○藤野繁雄君 物品税でお尋ねしたいと思ひますが、新旧対照表を見て見ますという、ページの三十九です。これには紅茶、或いは烏龍茶何々と書いてありますが、緑茶は税金がかからないのでございませう。

○政府委員(原純夫君) 緑茶は只今税を課けておりますが、今度で税を課けないことにしようというつもりでございます。今は課かつておりますが、この法案で外れることになりました。

○藤野繁雄君 それから四十七に陶磁器というものがあつたが、私共は毎日茶碗で御飯を食べなければならぬのだから、そういうふうな日用品に對しても税金を課けられる方針でありますか。私などはこういうふうなものこそ免税しなくちやいけないと思つておりますが、(笑聲)四十七の陶磁器にはそういうふうなものを含んでおるか、おらないのですか。

○政府委員(原純夫君) 含んでおらないと申上げてよろしいと思ひます。と申しますのは例の免税点制度というものがございませう。陶磁器にしましては、日常の生活にどうしても必要な程度の茶碗その他ですね、こういうものは免税点で外して参る、只今の陶磁器でいいますと、食器類の免税点というのは三十五円でございます。これを今度の機会に若干上げて五十円程度にしようと思つております。五十円にしますと、生産者価格が五十円以上になりますから、小売に参りますと倍以上になります。恐らく百二、三十円にはなるうかと思ひます。一つ百二、三十円の茶碗といつても、我々官吏の給料じやなか／＼買ひ得ない。(笑聲)その程度まで落ちればですね、御指摘のような生活、まあ極くモデスな生活に必要なものは落ちるという考へで、その

つもりでやつております。

○藤野繁雄君 戊の六十一ですが、食品加工……これは料と書いてあります。が、料ですか。

○委員(楠見義男君) 加工料です。

○藤野繁雄君 加工料の免税でございませうか。

○政府委員(原純夫君) 食品加工料には免税点はございません。

○藤野繁雄君 それから六十二の敷物類ですね、この敷物類の中には蘭で作つたござのようなものにも税金を課けられるお考へでございませうか。

○政府委員(原純夫君) ござは只今も課けておりません。たしか先般の改正のときだつたと思ひますが、落しました。その前は免税点制度でやつておりましたが、普通のござは落そう、ただ花筵は現在も課けておりますし、将来も課けるつもりです。

○藤野繁雄君 花ござというその花ござの範囲ですが、花ござの中にも青いか赤いか、二線か三線入つたようなものでも、これを花ござとして課税しておられるわけですが、こういうふうなものは課税すべきものではないじやないか、ただ色が着いていないところの花ござは縁起が悪い、普通の場合には人が死んだときに敷く。それで線が入つてゐるのは普通の場合に敷く。のだから、死んで敷くところのござには税金を課けないが、生きておるときに敷くところのものには税金を課ける。(笑聲)ただ色がちよつと着いてゐるだけで、これが花ござとして税金を課けるのはおかしいと思つております。ただちよつと色を入れただけのござも花ござとして税金を課けなければならぬか、この点を一つ御検討願ひ

たいと思つております。

○加賀操君 今の花ござですが、これは大体国産品として二、三千万円らしいです。ですからこれは生産地方面で非常に強い要望があるので、これは一つカットするように、特に一つ研究して貰ひたいと思つたのですが……

○政府委員(原純夫君) この税制全般、特に物品税はそうですが、花ござと普通のござとの境、それからほかのものにしまして、ソーセージ、ベーコンというふうなものが今あるのです。が、ソーセージというのと、何かわけが分らん肉をくしや／＼としたものの境というふうなことになる、実に頭を悩ます(笑聲)ものなのであります。えてして税務官吏はとにかく取つてしまへというふうなことになるかねないまじやうが、花ござと普通のござとの関係などは、やはり物品税法の精神に従つて奢侈的なものには課けるという、それでも非常に判断はむずかしいと思ひますが、それで大きなところから判断して参りたいというふうな思ひます。

○専門員(永田龍之助君) 山林の所得税のことについて一、二お伺ひしたいと思ひますが、例のシャウブ勸告案によりますと、均分年数を二十年というふうに一応考へられておるようでございます。その後これを五年にするか、十年にするかいろいろ御検討になつたようであります。業者の意見としては大体伐期を以て均分せられたという希望が非常に多いのであります。ところが我々としても、その点は必ずしも伐期によらなくても、ときに求めれば伐採頻度を基準にして決められ

るというより方法をお考え願つたらいいのじやないか、こういふふうに思つておるのです。二、三の実例を申し上げますと、大抵二十年から二十五年くらいというものが、いわゆる林業地、経済林業をやつておる地方の伐採頻度になつておるのじやないか、おのづからありますが、そういう意味合からいふと、やはり二十年というよりなものを御採用下さることがいいように思ふのです。ただ二十年間に亘つて調整する問題が非常にあとで残るので、この調整はとくに希望によつて五ヶ年に短かくするか、或いは所得のあつたときに全部納めて、あとは徴税しないというよりな方法も便宜考えられるのじやないか、こう思つておるのです。でこの五年という数字については、何か大蔵省の方では基礎がありになるのじやないか、いふように思ふ。

○政府委員(原純夫君) この変動所得の平均課税の問題は、全体として相当技術的問題が多いのでありますが、五年を考えたのは殆んど全部行政上の便宜といふことを考えたわけでありまして、五年でも実はとてもこれは大變だ、三年くらいにしたいといふのが實際の意見なのでございましてけれども、まあ一応五ヶ年くらいのところで行かうかといふようなところを考へておるわけでありまして、林業につきまして二十年といふことをシャープは申し出ておりますし、その御要求、お話の御趣旨も分る氣もいたすのであります。これを調整するとなるともうどうもできませんし、又調整せんといふことになりまして、シャープの方式では実は余り正確でないのじやないか、それからもう一つ根本的には、そう

いう変動所得のうち林業の所得或いは株の譲渡所得といふようなものは、實際はすでに何年かに亘つて蓄積されたものが、その年に入るわけですから、そのときつきつた、何といふか、所得の実際的な根拠は前にできておるのです。だからそれは売つたときに所得と見るわけですが、あとに延ばして何するといふのは、本当はそれから考へるとおかしいのでございまして、譲渡所得なんかにしてもそれでございまして、そのようなことも考へて、行政上の便宜も絡み合せて、大體妥当な税率のところに緩和されればよろしいのじやないかといふような考へを持つておるのでございまして……

○専門員(永田龍之助君) 一応今の御説明で、課税技術上の立場から当然のことだとは思ふのですが、ただ今の所得が蓄積されたためにその収入、所得があつたときに一どきに拂うという建前から行くと、そこで一応所得税を拂つて、あとの方へ調整することを止めることで、調整を止めて均分は二十年にすると、伐期にするとか、いふ考へ方はできないものでしょうか。

○政府委員(原純夫君) その点は只今申し上げたのは、所得の實際が前の年度にあつたのだとすると利息を貰はなければならぬといふことになりまして、そういうような考へも働いて来ると、そうすると、それとも考へ合せて五年で均分して、何したら大體妥当なところが出やせんかと、只今申し上げたつもりなんです。

○専門員(永田龍之助君) それでは次は繼承税の問題であるのですが、相続が起きた場合に、今度の税法で参りますと、非相続人が価額許価益税六%拂つて、そして更に所得税を拂つて、そして相続を受けたものが、相続人が相続税を拂う。そしてその相続税を拂うがために山林を処分したときに、所得税を拂うといふ四つの税が一度に固まるという、一応理論的な答が出るわけですが、そういう場合これには無償譲渡と考へられるのですが、無償譲渡のときに、その所得税まで負担しなければならぬといふのが、理窟はあるんではないか、拂ひにくいといふ点で何とか考へることができないかといふ意見が出たのでございまして、それが一つと、この場合に相続財産として山林立木の売買価格、そのものを全部相続財産と見るかといふ問題なんです、この中には相当所得の部分も入つていて、結局売買価格全体を相続財産として繼承税を課税し、又それを処分したとき、その評価額全体を所得の対照として所得税を課税すると、結論において一〇〇%といふような税金を負担しなければならぬといふことになる矛盾が生ずると思ふのですが、この点二つお伺ひしたいのですが。

○政府委員(原純夫君) 第一の相続に際しまして、譲渡所得を計算して課税するといふことは、シャープも言つておられますように、所得税、つまり所得は、本当はもう所得の實際は出来ておる。それを何代も累納させるのはいかんと、所得、その他の無相続の場合に、これを課税しようといふ考へからあります。それから第二の点はちよつと御質問の趣旨がはつきりしなかつたのですが、山林なんかが相続財産にある場合には、その中に所得分がある筈だ。それに相続税が課かる、そして後に又

それをとると、山林所得として所得税が課かり、合計で一〇〇%以上にならんかといふ話と思ひますが、これは相続税としては所得分もあるかも知れませんが、第一段に申上げました何で、この譲渡所得の計算上抜かれる分は抜かれることになるのです。山林の場合にこれを抜くといふことになりまして、か外の何だつたら抜ける。山林の場合それは財産であるとして、財産には違ひないわけでありまして、課かる、後何と言いますかその税を相続財産のどこから納めるかといふことも、第二の点は関連して来るわけでございます。山林を売つて納めるということになりますと、この売つたことによる所得に対する所得税と、相続税との関係はこれはダブらないように只今手を打つてあります。それはこの他の財産で相続税を納めたといふ場合には、あなたが全部相続税がこの山林の部分で評価するといふように考へないでもよくはないかといふふうに感じますが、尙一つ研究して考へて見たいと思ひます。

○専門員(永田龍之助君) 山林の繼承税の場合に課税対象をどうするかといふ点で、我々としては立木といふものが法律の建前からいって、動産だが不動産だから分らないし、税の立場からいふとときによると所得とみる、ときによれば全部財産とみるというよりな恰好にあるように見受けられるわけですから、そこで何か適当な方法を、例えば立木のうちで半分だけは所得で半分だけは財産だといふ手が打てればいいだらうと思ふのですが、

○委員長(楠見義男君) もう少しこれは研究して下さい、——大分長く御勉

強を頂いたようでありますから、本日はこの程度にいたしたいと思ひます。

午後三時四十六分散会

出席者は左の通り。

委員長	楠見 義男君
理事	石川 準吉君 藤野 繁雄君
委員	門田 定藏君 柴田 政次君 高橋 啓君 星 一君 赤澤 與仁君 加賀 操君 山崎 恒君 板野 勝次君 池田 恒雄君 岡村文四郎君
政府委員	大藏事務官 (主税局長) 原 純夫君
事務局側	常任委員会 永田龍之助君 専門員

十一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において

て、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府県別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七

二 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七

三 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

第十三條の二の次に次の二條を加える。

第十三條の三 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂うべき牛又は馬の死亡廃用共済に係る共済掛金のうち、第四百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三條の四 前二條の負担金には、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリ

ノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を「一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」に、「同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合を含む」を「同法第十三條の四ニ於テ準用スル場合を含む」に改める。

第四條中「家畜共済ニ関スル再保険事業經營上の再保険料」の下に「一般會計ヨリノ受入金」を、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加える。

十一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、落花生の統制解除促進に関する請願（第五百二十五号）

一、鴛戸沼干拓事業促進に関する請願（第五百三十一号）

一、土地改良事業費、災害耕地復旧事業費国庫補助増額に関する請願（第五百三十六号）

一、災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願（第五百三十九号）

一、一ノ谷沼干拓地の排水機場用水機設置費国庫補助に関する請願（第五百四十二号）

一、林業金庫設置に関する請願（第五百六十三号）

一、農地改革打切り反対に関する請願（第五百六十四号）

一、四国地方に国営競馬場設置の請願（第五百七十八号）

一、農業災害補償法改正に関する請願（第五百九十二号）

一、国営宮崎競馬再開に関する請願（第六百一号）

一、農林中央金庫宮崎出張所を支所に昇格の請願（第六百十六号）

一、山形県塩ヶ沢貯水池完成に関する請願（第六百四十号）

一、樽石川防水ため池新設に関する請願（第六百七十号）

一、丹生川防水ため池新設に関する請願（第六百七十一号）

一、かんじよの加工利用製造工業に関する請願（第六百七十四号）

一、早期供出奨励金制度改正等に関する陳情（第七十九号）

一、甘しよ沖繩百号の二等格上げに関する陳情（第八十一号）

一、そば、あずき等の統制撤廃に関する陳情（第八十六号）

一、浜田港に家畜検査機関設置の陳情（第八十八号）

一、米、麦供出完了後の自由販売に関する陳情（第九十号）

第五百二十五号 昭和二十四年十一月十一日受理

落花生の統制解除促進に関する請願 請願者 神奈川県中郡二宮町中里一、二五九 日本落花生商工業組合連合会内 高橋重保

紹介議員 松嶋喜作君

現在落花生は生産が漸次増加されて戦前の約六割程度にまで達しているが、農林省告示によつて今なお統制のわく内に置かれており、正規のルートに供出される数量は生産高の一部に過ぎないで、大部分が市場にはん溢している有様で、かえつて弊害のみを増すばかりであるから落花生の統制を解除されたいとの請願。

第五百三十一号 昭和二十四年十一月十一日受理

鴛戸沼干拓事業促進に関する請願 請願者 茨城県猿島郡岩井町長 大島嘉吉外四千七百五十六名

紹介議員 柴田政次君

茨城県下の鴛戸沼干拓事業の進展如何は、沿岸農民の死活問題であるから、すみやかに事業を促進せられて、約六百町歩の地積を美田と化して、約二万八千俵に及ぶ米の増収を図られたいとの請願。

第五百三十六号 昭和二十四年十一月十一日受理

土地改良事業費、災害耕地復旧事業費国庫補助増額に関する請願 請願者 滋賀県大津市東浦一 滋賀縣議會内 柴田孫太郎外三名

紹介議員 西川基五郎君

昭和二十四年度予算において公共事業費、とくに、耕地の災害復旧ならびに土地改良費予算が全面的に削減されたので、各種災害による耕地および農用公共施設の荒廃はいよいよはなはだしき、農村の物心両面の辛苦は非常なものであるから、土地改良事業ならびに耕地災害復旧事業に必要な予算を極力増額されるとともに、すみやかに国庫補助金を交付せられたいとの請願。

第五百三十九号 昭和二十四年十一月十一日受理

災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 請願者 広島県知事 楠瀬常猪 紹介議員 岩本月洲君

広島県の地勢は、山岳多く土質が砂質土壌であるため年々の水害をこうむつてゐる。しかし、県民は国庫の補助により災害の復旧に努力してきたのであるが、今回、政府が耕地復旧費に対する補助金を打ち切つたため、本県農民は困つてゐる。また一方、政府は復旧資金融通の途を考慮されているが、本県農民は利息を支拂うことさえ困難な状態にあるから、農業復興と耕地の公共性を考慮されて、災害耕地の復旧事業費に対する国庫補助を復活せられたいとの請願。

第五百四十二号 昭和二十四年十一月十一日受理

一ノ谷沼干拓地の排水機場用水機設置費国庫補助に関する請願 請願者 茨城県猿島郡長須村長 神坂平次郎外二百七十六名

紹介議員 柴田政次君

茨城県猿島郡猿島村および森戸村を中心として四箇村に關係する一ノ谷沼干拓建設工事は、昭和二十三年以降地元四箇村の協力によつて着々その完成を急いでいるが、現下の資金難により事業の完成が困難であるから、食糧増産の重要性にかんがみ、排水機場用水機設置費を国庫において負担せられたいとの請願。

第五百六十三号 昭和二十四年十一月十一日受理

林業金庫設置に関する請願 請願者 奈良県議會議長 辻本正律 紹介議員 新谷寅三郎君 堀越儀郎君

災害を防止し、地方農山村産業の復興を図るためには、荒廃した森林をすみ

やかに復旧することが緊急重要な問題であるが、この復旧をさまたげている主要な原因は、林業界の金融の逼迫にあるから、今次臨時国会提出予定の緊急造林法および造林資金融通法の趣旨を強化し、林業金融を設置せられたとの請願。

第五百六十四号 昭和二十四年十一月十一日受理
農地改革打切り反対に関する請願
請願者 奈良県議会議長 辻本正律
紹介議員 新谷寅三郎君 堀越儀郎君

政府は今回農地改革の形式的完了と均衡予算の堅持を理由として、農地改革の打ち切りを企図しているが、本改革は極東委員会の決定により連合軍総司令官より発せられた日本農民解放の指令に基づいたものであつて、これが徹底的な完遂は農村民主化のため必要な条件であるから、政府においては再考の上善置せられたとの請願。

第五百七十八号 昭和二十四年十一月十一日受理
四国地方に国営競馬場設置の請願
請願者 香川県高松市天神前五七 香川県馬事振興会
内 平井太郎
紹介議員 佐々木鹿蔵君

四国地方には高松、松山をはじめ十一都市が近距離に分布し、附近の農林地帯も全国最高の密度をもつた人口を包容しており、交通の利便良く、さらに風光明媚な瀬戸内海に接して観光地としても発展性に富んでいるから、観光施設の一環的施設としての必要性と、採算上の成算および地元民の切望にか

んがみ、当地方に国営競馬場を設置せられたとの請願。

第五百九十二号 昭和二十四年十一月十二日受理
農業災害補償法改正に関する請願
請願者 秋田市大町秋田県農業共済組合連合会理事長 武田謙三外六名
紹介議員 平野善治郎君 石川準吉君 油井賢太郎君 岡村文四郎君 千田正君 高橋啓君 林屋龜次郎君 小杉繁安君

単作地帯の農民の最大の不安は、気象に原因する不可抗力的な災害であり、ことに水害と冷害とは、被害も広範囲で、深刻なものであるが、現在この恵れない単作地帯の農民に対する処置としては、早場米の特別価格買上制度以外ほとんど皆無で、農業災害補償制度も共済掛金の率等の面で不合理な点が多いから、農業災害補償法を改正されて、単作地帯の事情に適した制度を確立せられたとの請願。

第六百一十号 昭和二十四年十一月十二日受理
国営宮崎競馬再開に関する請願
請願者 宮崎県議会議長 甲斐善平
紹介議員 水久保甚作君 竹下豊次君
国営宮崎競馬場は明治十七年設置されて以来、九州唯一の国営競馬として今日に至っているが、昭和二十年中止せられていたため、軽種馬のはん殖育成が極度に圧縮され、馬産は暗しように乗り上げた形になつており、将来の南九州の馬産に大なる影響を及ぼすこととなるから、すみやかに本競馬を再開せられたとの請願。

第六百十六号 昭和二十四年十一月十二日受理
農林中央金庫宮崎出張所を支所に昇格の請願
請願者 宮崎県議会議長 甲斐善平
紹介議員 水久保甚作君 竹下豊次君

本県にある農林中央金庫の出光機関は融資の面についてほとんど権限がないため、事業資金の融資を受けるためには鹿児島支所まで行かねばならず、時間的経済的不便不利はもち論、融資の敏捷性を欠き農林経済界におよぼす影響が大きいから、すみやかに本県出張所を支所に昇格せられたとの請願。

第六百四十号 昭和二十四年十一月十二日受理
山形県塩ヶ沢貯水池完成に関する請願
請願者 山形県北村山郡宮沢村 長 加藤貞作
紹介議員 尾形六郎兵衛君
山形県北村山郡宮沢村は丹生川およびその支流のはん濫によつて、年々耕地その他に多大の損害をこうむつていて、本村塩ヶ沢地内に貯水池を設置し、かんがい用水の利便を図るとともに災害防除の施設を完備して食糧増産の基礎を永久に確立するため、一部工事に着手したものであるが終戦時の混乱によつて中止せられたままであるから、すみやかにこの工事を復活して貯水池の完成を図られたとの請願。

第六百七十号 昭和二十四年十一月十二日受理
樽石川防水ため池新設に関する請願
請願者 山形県北村山郡戸沢村 長 笹原教男外七十一名
紹介議員 尾形六郎兵衛君
山形県北村山郡戸沢村および大久保村は、山間部の田地が毎年かんばつに悩み、その中央を流れる樽石川をめぐつて灌がい用水の苦心がたえないが最近樽石川上流の山林が伐採されたため水不足は一段と深刻化し、反面降雨の際はこの水となつて耕地を荒し、このまま放置するときは七百町歩の田地が流失する虞がある。しかして縣当局の調査によつて上流の地点に砂防えん堤と溜池を併設すれば河水統制のできることが明白となつてゐるから、樽石川上流に防水ため池を新設せられたとの請願。

第六百七十一号 昭和二十四年十一月十二日受理
丹生川防水ため池新設に関する請願
請願者 山形県北村山郡常盤村 長 西塚富藏外七名
紹介議員 尾形六郎兵衛君
丹生川は山形、宮城両県にまたがる船形山および楠峰山に源を発し、山形県北村山郡常盤村、玉野村、宮沢村、尾花沢村、福原村、大石田町を経て龜井田村において最上川に合流する延長四十キロ余におよぶ急流川であるが、戦時中における奥地山林の乱伐の結果、風雨ごとに沿岸地方はこう水に襲われて、その都度じん大な被害を繰返している現状である。このまま放置すると年々農耕地の決壊がはなはだしくなり、農民の増産意欲を減退するばかりでなく、食糧増産に大なる影響をおよぼす虞があるから、北村山郡常盤村地内丹生川上流に防水ため池を新設せられたとの請願。

第六百七十四号 昭和二十四年十一月十二日受理
かんしよの加工利用製造工業に關する請願
請願者 東京都目黒区金町一、四〇八 加藤淳一外三名
紹介議員 楠見義男君
わが国の特産かんしよを粉食資源として化学的に処理し、ほとんど小麦粉と同等程度の効率的利用価値ある日本粉にかんしよ、国策の重点を指向し、わが国当面の食糧政策に寄與するよう処置せられたとの請願。

第七十九号 昭和二十四年十一月十一日受理
早期供出奨励金制度改正等に関する陳情
陳情者 茨城県結城郡三妻村三妻村農業協同組合長 有田信一郎外三十一名
食糧供出の円滑な促進を図るために、早期供出奨励金制度が設定されたが、天候不順と病虫害発生による減収、品質低下等の悪条件下にありながら、農民は早期供出をしたのであるが、政府が食糧検査制度を強化改正したので、奨励金交付の対象となる三等米以上のものは少くなり、農民は困つてゐるから、(一)四等米に対してもすみやかに奨励金を交付する処置をすること、(二)政府の收穫予算高には不合理があるから、米の減額補正に特別の処置を講ぜられること、(三)農家経営の合理化のため、かんしよの適正なる統制を継続すること等の処置を採られたとの陳情。

第八十一号 昭和二十四年十一月十一日受理
第十一部 農林委員会會議録第四号 昭和二十四年十一月二十六日【參議院】

甘し、沖繩百号の二等級上げに関する陳情

陳情者 長崎県諫早市土師尾町二
今岡甘し、の品種別等級が設定され、
沖繩百号は三等に決定されたが、沖繩
百号はでん粉歩合、切干歩合、食味に
おいて、二等に決定された護国に優る
とも劣らない。ことに長崎県における
普及率は三十五パーセントを占めてい
るから、沖繩百号の三等決定により生
産農民の経済的打撃を充分考慮されて
二等級上実現につき適當の処置を講ぜ
られたいとの陳情。

第八十六号 昭和二十四年十一月十
二日受理
陳情者 岩手県盛岡市菜園一〇岩
手県外食券食堂商業協同
組合理事長 川村松助
一般食糧事情の好転しつつある現在、
一般家庭配給として用いられていない
そば、あづきは大部分自由消費として
国民の食生活にうるおいを與えている
現状であるから、これらの雜穀を統制
外とせられたいとの陳情。

第八十八号 昭和二十四年十一月十
二日受理
陳情者 岩手県盛岡市菜園一〇岩
手県外食券食堂商業協同
組合理事長 川村松助
一般食糧事情の好転しつつある現在、
一般家庭配給として用いられていない
そば、あづきは大部分自由消費として
国民の食生活にうるおいを與えている
現状であるから、これらの雜穀を統制
外とせられたいとの陳情。

陳情者 岩手県盛岡市菜園一〇岩
手県外食券食堂商業協同
組合理事長 川村松助
一般食糧事情の好転しつつある現在、
一般家庭配給として用いられていない
そば、あづきは大部分自由消費として
国民の食生活にうるおいを與えている
現状であるから、これらの雜穀を統制
外とせられたいとの陳情。

人外二名

浜田港は、將來その地理的位置から、
緯国および中国との貿易港として發足
することは必然である。現在密貿易は
嚴重に取締られているにもかかわらず
牛皮その他の畜産物が多量に密輸入せ
られ検査機関のないために、出所不明

の牛皮その他が所々に発見せられてい
る。これがため経路不明の病氣さえ發
生している現状であるから、家畜伝染
病防止のために、本港に検査機関を設
置せられたいとの陳情。

第九十号 昭和二十四年十一月十二
日受理
陳情者 京都市左京区仁王川通東
山錦東入ル 田中義男
米、麦供出完了後の自由販売に関する
陳情

米、麦供出完了後の自由販売に関する
陳情
陳情者 京都市左京区仁王川通東
山錦東入ル 田中義男
米、麦供出完了後の自由販売を許せ
ば、農民は肥料農機具等の買入れはも
ち論結婚、祭祀等金が欲しいときは、
現在のぜい沢な米食から以前の質素な
混食に帰り、米の消費を節約して売り
出すことになり、何等強制を用いず米
が一般消費者に出廻るから、食糧確保
の見地より供出後の自由販売制度を突
施せられたいとの陳情。